

「文の京」の区民憲章を考える区民会議  
中間のまとめ参考資料

《目 次》

**前 文**

本憲章が、文京区における自治の理念、運営ルールにおける基本理念を定める ものであること	
文京区が培ってきた特色	
条例制定・最高規範性の宣言	
など	1 頁

**第1章 総 則**

1-1 目 的	3 頁
1-2 定 義	3 頁

**第2章 基本理念**

2-1 自己決定・自己責任の原則を前提とする	4 頁
2-2 協働・協治の原則	4 頁
2-3 協働・協治の原則を実現するために必要な情報共有	4 頁
2-4 対等な立場の尊重	5 頁

**第3章 区民等の権利、責務**

**第1節 区民の権利、責務**

3-1-1 区民の権利	6 頁
3-1-2 区民の責務	6 頁

**第2節 地域活動団体の権利、責務**

3-2-1 地域活動団体の権利	7 頁
3-2-2 地域活動団体の責務	7 頁

**第3節 非営利活動団体の権利、責務**

3-3-1 非営利活動団体の権利	8 頁
3-3-2 非営利活動団体の責務	8 頁

**第4節 事業者の権利、責務**

3-4-1 事業者の権利	9 頁
3-4-2 事業者の責務	9 頁

**第4章 区の責務**

4-1 保証役としての役割	10 頁
4-2 調整者としての役割	10 頁
4-3 地域を担う各主体の育成	10 頁

<b>第 5 章 区議会の責務</b>	
5-1 区議会の役割（分権時代に対応した新機能）	12 頁
5-2 協働・協治社会における役割	12 頁
5-3 情報公開	12 頁
5-4 説明責任	12 頁
<b>第 6 章 長及び執行機関の責務</b>	
6-1 区長の責務	13 頁
6-2 執行機関の責務	13 頁
6-3 行政情報の提供・公開	13 頁
6-4 説明責任	13 頁
6-5 行政手続	14 頁
6-6 区職員の責務	14 頁
<b>第 7 章 新たな協働・協治の社会</b>	
<b>第 1 節 協働・協治の原則</b>	
7-1-1 公的な活動の分任	15 頁
7-1-2 情報共有の原則	15 頁
7-1-3 各主体の説明責任	15 頁
7-1-4 団体間の相互調整	15 頁
<b>第 2 節 区民等と区政</b>	
7-2-1 政策形成・実施・評価等の各段階への参加	16 頁
7-2-2 政策形成・実施・評価等についての意見表明	16 頁
7-2-3 事業提案制度	16 頁
<b>第 3 節 区民等と地域社会</b>	
7-3-1 相互の信頼関係	17 頁
7-3-2 社会資源の活用等	17 頁
<b>第 8 章 住民投票</b>	
8-1 住民投票の実施	18 頁
8-2 住民投票の手続き	18 頁
<b>第 9 章 連携・協力</b>	
9-1 区外の人々との連携・協力	19 頁
9-2 他の公共的団体等との連携・協力	19 頁
9-3 国・都などとの連携・協力	19 頁

## 前 文 [『文の京』文京区の特徴や自治体としての基本理念]

〔文京区の自治の理念、運営ルールにおける基本理念を明示します〕

文京区の自治の理念を、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者と区が対等・協力の関係に立ち、相互に連携し協働して公的な問題の解決をはかるといふ、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会の創造を目指すことを宣言することが大切だと考えます。

新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会の創造には、文京区で活動するすべての人々や各団体の自主性、自律性が尊重されることが大切です。そのためにも、各主体が積極的に自らの情報を提供しながら、お互いに協調しあうことが大切だと考えます。

特に区は、積極的に情報公開に努めるとともに協働を推進していくことを基本として定めます。

- ・ 21 世紀に入り、私たちを取り巻く社会環境は大きな変化のときを迎えています。
- ・ 変化のときにあっても、文京区が真に潤い・やすらぎ・豊かさを実感できるまちとなることを目指していかなければなりません。
- ・ そのためには、区民一人ひとりが自律した存在として尊重され、自己決定・自己責任のもとで行動することを大切にしながら、男女が平等に参画し、世代・国籍・立場の違いを超えた協力を基本として、区民及び区民相互の活動が活発になることが不可欠です。
- ・ 同時に、成熟社会を迎え、今後はこれまで自治体政府だけに委ねてきた公共的な問題の解決のしくみを改め、区民や地域活動団体、非営利活動団体、事業者と区が対等・協力の関係に立ち、相互に連携・補完しながら公的な問題の解決を図ることが大切になってきました。
- ・ このような多様な主体の自主的な活動により、新しい公共の概念に基づく、協働・協治の社会の創造が求められています。
- ・ そして、このような文京区内の多様な主体が公的な問題の解決を図ることにより地域を治めていくというガバナンスの考え方を「協治」と呼び、文京区の自治の理念として掲げます。
- ・ 新しい公共の概念に基づく、協働・協治の社会の創造は、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区の多様な価値観により築き上げられていくものであり、それぞれの活動主体の主体性、自立性、自律性が高く評価されることが大切です。
- ・ そのためには、各主体が積極的に情報を公開するとともに、互いに協調していくことを大切にしなければなりません。
- ・ 特に区は、公的な課題の解決をはかっていく上で大きな役割を受け持つことから積極的に情報公開に努め、さまざまな主体との協働を積極的に進めていくことを基本とすることが必要です。

**【文京区が培ってきた特色】**

文京区は文教の府といわれ、歴史と文化のあるまちとして成熟してきました。そして、このことは、新しい公共の創造のための礎となるものと考えられます

- ・また、文京区はこれまでも「文教の府」といわれ、「文化の香り高いまち」をめざし発展してきました。
- ・そして、時代の大きな変化に適応しつつ、「文の京」として、新たな洗練と成熟の段階へとさらに発展させていこうとしています。
- ・こうした文京区の成り立ちは新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会の創造の礎となるものであり、発展の方向性は未来の可能性を示唆しています。

**【条例制定・最高規範性の宣言を行います。】**

条例制定及び、この条例が文京区の最高規範であることを宣言します。

- ・私たちは、ここに、文京区のめざす新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造するための理念や基本的なしくみを明らかにし、豊かな文京区の創造のために、文京区の最高規範として、この条例を定めます。

## 第 1 章 総 則 [区民憲章の目的の規定及び使用する用語の定義]

### [ 1 - 1 目的]

- この条例は、文京区における自治の理念を明らかにするとともに、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区の協働により、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造するための基本的事項を定め、真に潤い・安らぎ・豊かさを実感できる地域社会の実現を図ることを目的として定めます。

### [ 1 - 2 定義]

#### 【区民】

区内に住み、働き、学び、又は区内に集う人をいう。

#### 【地域活動団体】

地域の包括的な課題の解決や地域住民の連携を図るため、自発的な意思と自己責任に基づき、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体をいう。

#### 【非営利活動団体】

社会的な課題に関して、自発的な意思と自己責任に基づき、自主的に解決に取り組む民間の非営利団体、市民団体をいう。

#### 【事業者】

区内において、事業活動を行うものをいう。

#### 【各主体】

区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区をいう。

#### 【参画】

多様な主体の協働をいう。

#### 【協働】

地域社会の公的な課題を解決するために、それぞれが主体性を持ち、自主的、自律的に、お互いの立場や特性を尊重し、相互に補完しあいながら協力して取り組むこと。

#### 【協治】

区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区が協働して、公的な課題の解決を共に担うことで地域社会を治めることをいう。

#### 【新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会】

区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区が協働して、公的な課題の解決を共に担う社会をいう。

## 第 2 章 基本理念 [参画や協働の基本原則・理念を規定]

### [ 2 - 1 自己決定・自己責任の原則を前提とする ]

- 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区は、自ら決定し、自らの責任において活動することを基本とすることを定めます。

- ・成熟社会を迎え、地域の課題は多様化・高度化してきました。そして、その課題はどれも重要なものです。これらの課題を解決するためには、行政だけでなく、地域のさまざまな活動主体が協力して解決に取り組むことが重要となってきています。
- ・各主体の活動は、自らの意志に基づき、自主的に取り組むことを基本とするとともに、そのことを尊重しあうことが大切だと考えます。

### [ 2 - 2 協働・協治の原則 ]

- 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区は、お互いに理解を深めながら、それぞれの果たすべき責任と役割を分担し、相互に補完しあい、協力しあいながら公的な課題の解決を共に担うものとするよう定めるべきです。

- ・地方自治とは、本来、自分たちの地域を自分たちで治めることです。しかしながら、すべてに自立して行動することは難しいことです。そこで、各主体が相互に補完し、協力し合うことが大切だと考えます。
- ・また、各主体は、お互いの活動を尊重し、緩やかな連携を図ることを大切にすべきと考えます。

### [ 2 - 3 協働・協治の原則を実現するために必要な情報共有 ]

- 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区は、ネットワークを形成しながら公的な活動を担うために、お互いに情報を共有し、自らの責任と判断の下に、参画しあうことを基本とすべきです。

- ・地域の活動団体の活動が活発になるためには、多くの区民が地域の活動に関心を寄せながら、その活動に関わりあうことが大切です。それには、各団体の情報をお互いに共有することが基本となります。
- ・新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造していくためには、個人情報に配慮しつつ、各主体の間で可能な限り情報を共有化することが必要だと考えます。

〔2-4 対等な立場の尊重〕

□ 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区は、対等な立場に立ち、相互理解と信頼関係を築いて公的な活動を担うものとするを規定します。

- ・ 各主体と区が協働して新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造していくためには、各々が基本的に対等な立場であることを確認することが出発点となります。

### 第 3 章 区民等の権利、責務

#### 第 1 節 区民の権利、責務

##### 〔 3 - 1 - 1 区民の権利 〕

- 区民は、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造する主体として尊重されると共に、各主体の活動に参画する権利を有することを定めるべきです。
- 区民は、自治体運営に関する情報を知る権利を有することを定めるべきです。
- 青少年及び子どもは、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい参画の権利を有することを定めるべきです。
- 区民は、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造する活動への参加・不参加を理由として差別的な取扱いを受けないことを定めるべきです。

- ・ 区民は、自律的な存在として尊重され、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会の創造に主体的に参画する権利を有していると考えます。
- ・ 新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造するためには、その前提として区民が自治体運営に関する情報を知ることが不可欠です。
- ・ 新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会の担い手は大人だけではありません。そのような観点から、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会の創造に青少年及び子どもたちも関わっていくことが区の将来にとって必要なことです。
- ・ 新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会の創造は、区民が自主的、自立的な主体として様々な活動に参画することを基本とするものです。しかし、様々な理由から、すべての区民が新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造するための活動に参画できるとは限りません。そこで、私達は、区民一人ひとりが、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造する活動に関わることが大切であるとの意識を持つ事こそが大切なのだと考え、具体的な活動への参加や不参加を理由として、差別的な扱いを受けないことを明確に示すことが必要だと考えます。

##### 〔 3 - 1 - 2 区民の責務 〕

- 区民は、各主体の自主的・自立的な活動を尊重することを定めるべきです。
- 区民は、協治の考え方に基づき、自主的、自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持たなければならないことを定めるべきです。
- 区民は、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造する主体となって活動する責務があることを定めるべきです。
- 区民は、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造する活動に参画するよう努めなければならないことを定めるべきです。

- ・ 区民は、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造するために、各主体の自主的な活動を尊重することを大切にするとともに、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造する主体としての自覚を持つことが求められます。
- ・ 区民は、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造する主体となって活動



することが大切です。

- ・区民は、様々な主体の活動に主体的に参画することが大切だと考えます。

## 第 2 節 地域活動団体の権利、責務

### 〔 3 - 2 - 1 地域活動団体の権利 〕

- 地域活動団体は、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造する主体として尊重されると共に、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会の創造に参画する権利を有することを定めるべきです。
- 地域活動団体は、自治体運営に関する情報を知る権利を有することを定めるべきです。
- 地域活動団体は、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造する主体として、地域の包括的な課題の解決や住民相互の連携を図る活動に取り組む権利を有することを定めるべきです。

- ・地域活動団体は、自律的な存在として尊重され、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会の創造に主体的に参画する権利を有していると考えます。
- ・新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造するためには、その前提として自治体運営に関する情報を知ることが不可欠です。
- ・地域活動団体は、地域に根ざした団体としての性格から、地域の課題を解決するために、地域活動に取り組む権利を有することを明確に定めるべきです。

### 〔 3 - 2 - 2 地域活動団体の責務 〕

- 地域活動団体は、各主体の自主的・自立的な活動を尊重することを定めるべきです。
- 地域活動団体は、協治の考え方に基づき、自主的、自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持たなければならないことを定めるべきです。
- 地域活動団体は、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造する主体であり、地域活動の重要性を認識し、自主的、自立的にふれあいと活気のある活動に取り組む責務を有することを定めるべきです。

- ・新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造するためには、様々な団体が地域の課題解決のために活動を行うことが重要です。自らの活動だけでなく、他の主体の活動を尊重することが大切だと考えます。
- ・活気のある活動を行うためには、多くの人たちが活動に参加することが必要です。そのためには、誰でもが参加できる体制作りが大切だと考えます。

### 第 3 節 非営利活動団体の権利、責務

#### 〔 3 - 3 - 1 非営利活動団体の権利 〕

- 非営利活動団体は、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造する主体として尊重されると共に、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会の創造に参画する権利を有することを定めるべきです。
- 非営利活動団体は、自治体運営に関する情報を知る権利を有することを定めるべきです。
- 非営利活動団体は、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造する主体として、自らの志に根ざした活動を行うことで、公的な問題の解決をはかることに取り組む権利を有することを定めるべきです。

- ・非営利活動団体は、自主的、自律的な存在として尊重され、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会の創造に主体的に参画する権利を有していると考えます。
- ・新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造するためには、その前提として自治体運営に関する情報を知ることが不可欠です。
- ・非営利活動団体は、自らの活動に地域の人々や団体の参加を呼びかけながら、その専門性と先駆性などの特長を生かし、自らの志を実現するための活動に取り組む権利を有することを定めるべきです。

#### 〔 3 - 3 - 2 非営利活動団体の責務 〕

- 非営利活動団体は、各主体の自主的・自立的な活動を尊重することを定めるべきです。
- 非営利活動団体は、協治の考え方に基づき、自主的、自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持たなければならないことを定めるべきです。
- 非営利活動団体は、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造する主体であることの重要性を認識し、自主的、自立的に、自らの持つ専門性と創造性を活かした活動に取り組む責務を有することを定めるべきです。

- ・新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造するためには、それぞれの活動を尊重することが大切です。さらには、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造する主体としての自覚を持つことが求められます。
- ・非営利活動団体は、自らの志を実現するための活動を行う団体として、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造する主体となって活動することが大切です。
- ・非営利活動団体は、自らの志に基づいて活動する団体です。しかし、同時に、豊かな地域を創るという視点をもつ事が大切だと考えます。

## 第 4 節 事業者の権利、責務

### 〔 3 - 4 - 1 事業者の権利 〕

- 事業者は、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造する主体として尊重されると共に、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会の創造に参画する権利を有することを定めるべきです。
- 事業者は、自治体運営に関する情報を知る権利を有することを定めるべきです。

- ・事業者は、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会の創造に主体的に参画する権利を有していると考えます。
- ・新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造するためには、その前提として自治体運営に関する情報を知ることが不可欠です。

### 〔 3 - 4 - 2 事業者の責務 〕

- 事業者は、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会の主体であり、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会の創造に関する理解を深め、地域での自らの活動の重要性を認識しなければならないという趣旨の内容を定めるべきです。
- 事業者は、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創るために、その社会的責任に基づいて事業活動を推進することを定めるべきです。

- ・事業者は、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造する主体としての自覚を持つことが求められます。
- ・事業者は、営利活動を追求するだけでなく、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造する主体となって活動することが大切だと考えます。

## 第 4 章 区の責務[自治体政府として責務]

### 〔4-1 保証役としての役割〕

- 区は、他の主体によって公的サービスの産出・供給が確保されるよう、情報の開示や認証など、それを保証する制度的しくみを作る役割を担うことに努めることを規定します。

- ・新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会では、自治体政府自らが、公的サービスの産出・供給という役割を担うだけでなく、他の主体に公的なサービスの産出・供給をゆだねる場面も今より多く登場してくる考えられます。
- ・自治体政府は、あるサービスについてすべてを委ねるわけではなく、他の主体によって公的サービスの算出・供給が確保されるよう、情報の開示や認証など、それを保証する制度的しくみを作る役割を中心に担うことになる考えられます。
- ・もちろん、場合によっては、自治体政府自らが公的サービスを維持する部分や強化する部分もあると考えられます。

### 〔4-2 調整者としての役割〕

- 必要に応じて、区民や各団体、事業者、区間の調整・調停を行う役割を規定します。

- ・区民などの各主体と区がネットワークを作り上げ、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を作り上げていく過程では、各主体間や各主体と区の間で様々な調整が必要になると考えられます。区は、公的な活動を担う最大のセクターとして、また、各主体の間において中立的な立場で「調整者」としての役割を果たすことが必要であると考えられます。

### 〔4-3 地域を担う各主体の育成〕

- 自治体政府は、自主性や自律性を尊重しながら、文京区という地域社会に関心を持ち、広く将来を見据えながら公的な活動に参画する人々や団体を育成する役割を担うことを定めます。

- ・新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を作り上げていくためには、文京区という地域社会に関心を持ち、広く将来を見据えた、文京区のまちとひとをつくるという公的な視点にたち、文京区のまちとひとをつくるという公的な活動に参画する人々や団体の存在が不可欠となります。

- しかし、公的な視点に立って考え、意見を述べ、行動することは容易なことではありません。
- 自治体政府は、こうした人々の自主性や自律性を尊重しながら、「ひとづくり」の観点から、住民や団体を支援し、場合によっては、様々な団体の発足を助ける役割を果たしていくことが重要となります。
- また、区民が様々な場面で学びあうことも大切だと考えます。

## 第 5 章 区議会の責務

### 〔 5-1 区議会の役割（分権時代に対応した新機能）〕

□

・  
・  
・

### 〔 5-2 協働・協治社会における役割〕

□

・  
・  
・

### 〔 5-3 情報公開〕

□

・  
・  
・

### 〔 5-4 説明責任〕

□

・  
・  
・

## 第 6 章 長及び執行機関の責務

### 〔 6 - 1 区長の責務〕

- 区長は、区民の信託に応え、文京区の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に区政の執行に当たり、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会の創造に努めることを規定します。

- ・ 執行機関の長である区長は、この条例の考え方を最大限に尊重し、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会の創造に努めることをあらためて宣言することとします。

### 〔 6 - 2 執行機関の責務〕

- 区長の補助機関および行政委員会などの執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たることを規定します。

- ・ 区長の補助機関である行政組織及び行政委員会などは、区長の総合的な調整のもとに、適切な組織運営、事務事業の遂行を行うことをあらためて宣言することが必要です。

### 〔 6 - 3 行政情報の提供・公開〕

- 執行機関は、区民の知る権利を保障するとともに、区民の行政情報の公開を請求する権利を明らかにし、区民の区政への参画の促進を図り、区民との信頼関係のもとに公正で開かれたく区政を実現するために、情報の共有に努めなければならないことを定めるべきです。

### 〔 6 - 4 説明責任〕

- 執行機関は、政策の立案から実施及び評価にいたるまでの過程、内容、効果及び手続きについて、区民等にわかりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならないことを定めるべきです。

〔 6 - 5 行政手続〕

- 自治体政府は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって区民の権利利益の保護に資するため、行政手続に関し共通する事項を定めなければならないことを定めるべきです。

〔 6 - 6 区職員の責務〕

- 区の職員は、新たな協働社会の創造のために主体的に区民等と関わっていくという強い意思をもって、全力を挙げて職務遂行に努めることを規定します。

- 区行政組織を構成する職員一人ひとり、自らが新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造する主体の一員であることを自覚し、区民等と熱き思いを共有することが求められます。



## 第 7 章 新たな協働・協治の社会

### 第 1 節 協働・協治の原則

#### 〔7-1-1 公的な活動の分任〕

- 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者も区とともに各々公共性を担う主体であり、そうした主体の間で公的な活動を分任していくことを規定します。

- ・ もともと公共性は自治体政府だけが担うものではなく、市民、NPO、事業者も各々公共性を担う主体であり、そうした主体の間でのネットワークを形成して、公共的な問題の解決をはかるという協働の仕組み・考え方の潮流が強まってきています。

#### 〔7-1-2 情報の共有の原則〕

- 公的活動を担う各主体は、各々が保有する情報を積極的に公開し、公的な活動についての情報を各主体の間で共有できるよう努めなければならないということ規定します。

- ・ 公的活動を担う各主体間で可能な限り情報を共有化することが新たな協働・協治を推進するための基本であると考えられます。

#### 〔7-1-3 各主体の説明責任〕

- 公的活動を担う各主体は、各々の活動などについて、説明責任を果たすように努めなければならないということについて規定します。

- ・ 公的活動を担う各主体も、公的活動の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を区民等に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有すると考えられます。

#### 〔7-1-4 団体間の相互調整〕

- 公的活動を担う各主体は、それぞれの活動についての相互調整するように努めなければならないということについて規定します。

- ・ 各主体がネットワークを形成して、公共的な課題の解決を図っていくためには、さまざまなレベルでの各主体の間の相互調整が必要であると考えられます。

## 第 2 節 区民等と区政

### 〔 7 - 2 - 1 政策形成・実施・評価等の各段階への参加〕

- 区は、区政の政策形成・実施・評価等の各段階に、各主体の参加を図るよう配慮すべきであることを規定します。

- ・ 地域の抱える課題は、複雑化・多様化しており、各主体の附属機関の審議会やその他の検討会議への参加、各主体と区と協働による事業の推進、各主体の参加による施策・事業の評価など、政策形成・実施・評価等の各段階への参加を推進することが必要と考えられます。

### 〔 7 - 2 - 2 政策形成・実施・評価等についての意見表明〕

- 区は、区政の政策形成・実施・評価等の各段階で、各主体の意見表明を促進するよう配慮すべきであることを規定します。

- ・ 各主体が、積極的に区政の政策形成・実施・評価等の各段階に参加するよう図ることあわせて、広く計画や情報を公表し、各主体の意見を求めるとともに、提出された意見に対し、区が適切に対応することが必要と考えられます。

### 〔 7 - 2 - 3 事業提案制度〕

- 区は、各主体が、住民福祉の向上のため必要と考える事業について提案することを促進するよう配慮すべきであることを規定します。

- ・ 新たな協働・協治社会の創造のためには、審議会等への参加や、区政への各段階での参画のほかに、公的な活動についての区民や各団体、事業者からのさまざまな提案を生かしていく仕組みが必要と考えられます。

### 第 3 節 区民等と地域社会

#### 〔 7 - 3 - 1 相互の信頼関係 〕

- 各主体が、新たな協働・協治の社会のために、各々の活動を通じて相互の信頼関係を築いていくよう努めることを規定します。

- ・ 協働・協治の原則に基づいて、各主体がネットワークを構築して公的な活動を担っていく過程で、相互の信頼関係を不断に深めていくことが必要と考えられます。

#### 〔 7 - 3 - 2 社会資源の活用等 〕

- 各主体は、各々が持つ社会資源を相互に活用し、公的な活動に生かしていくよう努めることを規定します。

- ・ 限りある社会資源を各主体が最大限有効に活用するため、各主体が相互に協働・調整していくことが必要と考えられます。

## 第 8 章 住民投票

### 〔 8 - 1 住民投票の実施〕

- 住民投票が実施できることについて規定します。

- ・ 文京区の自治体運営に大きな影響を及ぼす事案について、二元代表制を補完する意味で、区民による住民投票を実施することが必要となることが考えられます。

### 〔 8 - 2 住民投票の手続き〕

- 住民投票の実施の手続きについては、別途定めることを規定します。

- ・ 住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定めることなどが考えられます。

## 第 9 章 連携・協力

### 〔 9 - 1 区外の人々との連携・協力〕

- 区外の人々との連携・協力について規定します。

- ・ 新たな協働・協治の社会を築いていくために、様々な活動を通じて、区外の人々や団体、事業者との連携・協力を図っていくことが必要になると考えられます。

### 〔 9 - 2 他の公共的団体等との連携・協力〕

- 他の公共的団体等との連携・協力について規定します。

- ・ 新たな協働・協治の社会を築いていくために、様々な活動を通じて、他の区や市などとの連携・協力を図っていくことが必要になると考えられます。

### 〔 9 - 3 国・都などとの連携・協力〕

- 近隣の公共的団体等との連携・協力について規定します。

- ・ 新たな協働・協治の社会を築いていくために、様々な活動を通じて、都や国との連携・協力を図っていくことが必要になると考えられます。